

# JIS

## 情報技術－IT ガバナンス－ IT ガバナンスのアセスメント

JIS Q 38503 : 2026

(ISO/IEC 38503 : 2022)

(JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.2.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課  
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会  
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会  
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 IT ガバナンスのアセスメントの便益	3
4.1 背景	3
4.2 IT ガバナンスをアセスメントする便益	3
5 アセスメントの適用範囲及びアプローチ	4
5.1 適用範囲の設定	4
5.2 アセスメントアプローチ及び関係者	5
5.3 役割, 責任並びにスキル及び知識	6
6 IT ガバナンスのアセスメント	9
6.1 アセスメントの概要	9
6.2 IT ガバナンスの参照モデル	10
6.3 IT ガバナンスのアセスメント	13
6.4 IT ガバナンスの成熟度モデル	14
7 アセスメント活動	16
7.1 アセスメントの計画	16
7.2 アセスメントの実施	17
7.3 アセスメントの報告	17
附属書 A (参考) アセスメントフレームワーク—IT ガバナンスの実践領域	19
解 説	27

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 情報技術—IT ガバナンス— IT ガバナンスのアセスメント

## Information technology—Governance of IT— Assessment of the governance of IT

### 序文

この規格は、2022年に第1版として発行された **ISO/IEC 38503** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

経営陣は、組織に対するアカウントビリティの一つとして、組織内での情報技術 (IT) の現在及び将来の利活用に実行結果責任及び説明責任を負う。この義務を果たすために、経営陣のメンバーは、組織内の IT の効果的なガバナンスを確実にすることが推奨される。これには、組織の IT 利活用の方向性を設定する自らの活動と組織内の IT マネジメントのオーバーサイト (監督) 及び評価との両方が含まれる。

注記 アカウントビリティは、実行結果責任及びその説明責任を示している。

**ISO/IEC 38500** は、組織内の IT 利活用を評価、指示及びモニタリングの際に経営陣が使用する原則、定義及びモデルを提供している。**ISO/IEC 38500**、**ISO/IEC TS 38501** 及び **ISO/IEC TR 38502** に基づいて、この規格は、組織の IT ガバナンスの取決めをアセスメントするための指針を提供している。

IT ガバナンスに関する具体的な取決めは、組織によって異なる。その違いは、組織の規模及び性質と同様に、組織の戦略上及び業務上の IT への依存度を含む様々な要因に左右される。

経営陣は、組織のガバナンスに関する全体的なアカウントビリティの一つとして、IT ガバナンスの継続的な改善を追求することが望ましく、現在の取決めが組織のニーズに合っているかどうかをアセスメントすることが望ましい。そのようなアセスメントを利用して、計画的なアプローチで体系的に IT ガバナンスの有効性を向上させることが望ましい。このアセスメントでは、IT ガバナンスを支えるための管理者のアプローチだけでなく、管理者の活動を評価し、指示し、モニタリングするための経営陣自身のアプローチの有効性についても取り上げることが望ましい。

この規格の目的は、経営陣、権限を与えられた下部委員会及びその他の主要なステークホルダーが、組織における IT ガバナンスの仕組み及び成熟度をアセスメントするための指針を提供することで支援することである。

この規格は、経営陣自身が IT ガバナンスを適切に実践しているかどうかを判断するための客観的なアプローチ、並びに IT ガバナンスの優れた実践及び成果 (以下、特性という。) の例を示している (表 A.1～表 A.7 参照)。アセスメントの成果は、IT ガバナンスを組織内のどこでどのように改善すべきかを経営陣が判断するために利用可能である。